

第8章 有価証券の減損リスクと課税

岩 崎 政 明

I. はじめに

1. 問題の所在

事業には様々な経営リスクが伴う。ここで経営リスクとは、事業経営に影響を及ぼす不確実性（uncertainty）のことをいうものとする¹⁾。この種の不確実性としては、たとえば、新規事業リスク、M&A リスク（のれんリスクも含む）、投資有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、製品の品質リスク、原材料調達・品質リスク、海外展開リスク（政治・社会リスクも含む）、災害リスク、風評リスクなどがある。これらの経営リスクが発現すると、法人においては、終局的には、自社発行有価証券の減価又は保有有価証券の（実現又は未実現の）減損というかたちで、ボディーブローのように事業体力を毀損していく。

とりわけ、事業展開が国際化・多角化し、またM&Aによる企業結合が複雑に進められている今日においては、関連会社等の経営不振のあおりを受けて、突然に被合併法人に係る「のれん」に減損が生じ、当社発行の、又は当社保有の有価証券に減損が発現するおそれが高まっている²⁾。たとえば、最近のトピックとしては、2014年にシェールガス開発投資について巨額の減損を計上する見通しを発表した住友商事³⁾、2015年に米国原子力企業のウェスチングハウス社をM&Aした際に計上したのれん価額に巨額の水増しがあったとされ

る東芝⁴⁾、あるいはフィリピンの商業銀行セキュリティブankへの巨額の出資について減損損失計上が懸念されている三菱UFJ銀行⁵⁾などの例がある。

このような有価証券の減損をどのような条件の下にいつ実現させ、会社の利益や課税所得に反映させる制度をとるかは極めて判断の難しい問題である。容易に損失計上を認めれば、結果的に恣意的な納付税額の減少を可能にし、また逆に損失計上を厳しくすれば、粉飾決算を容易にしたり、会社ステークホルダーに損害を与えるおそれが生ずる。有価証券の減損処理基準は、企業会計についても、税務会計ないし法人税法に基づく課税所得計算についても、どのような制度が望ましいか決断が難しい。まずは、現行の減損処理の基準が適正なものといえるかどうか再検討する必要がある。

さらに、2014年7月に公表された国際財務報告基準第9号（IFRS9（International Financial Reporting Standards No.9））に定める金融商品の減損処理基準が、IFRSを会計処理の基準として採用している企業については、2018年1月1日以後に開始する事業年度から適用されることとされている⁶⁾。IFRS9の強制適用は、これまでも延期されてきているので、実施されるかどうかにつき不確定要因は残っているが、すでにIFRSに準拠した会計処理をしている企業もあるので、金融商品の減損処理基準の変更は実務に大きな影響を及ぼすものである（なお、早期適用は認められており、住友商事がすでにIFRS9に準拠した処理を行っている。）。

グローバル経済の広がりからIFRSにより会計処理をする多国籍企業が増える予想されるので、その会計処理の内容と、これに関する税務会計や法人税法との違いを正確に把握しておく必要がある。また、必要があれば、今後、法人税法をIFRSに対応するように改正していくかどうかとも検討しなければならない。

2. 検討する有価証券の意義と範囲

上記においては、明確な定義をせずに「有価証券」という用語を使用してきたが、実は、有価証券の意義についても、具体的にどのような証券が含まれる

のかという範囲や、さらには、類似する「金融商品」の意義・範囲は、学問分野や関連法規により、若干異なっている。本稿においては、税務に関する検討をする関係から、法人税法及びその前提とされている金融商品取引法における「有価証券」概念を取り上げるが、この両法の間でも、有価証券の範囲は若干異なっている⁷⁾。

法人税法2条21号は、有価証券の意義を、金融商品取引法2条1項に規定する「有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの（自己が有する自己の株式又は出資及び法人税法61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係るものを除く。）をいう」と定めている。上記の政令で定める「有価証券その他これに準ずるもの」とは、具体的には、法人税法施行令11条所定の①金融商品取引法2条1項1号から15号までに掲げる有価証券及び同項17号に掲げる有価証券（同項16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）、②銀行法10条2項5号に規定する証券をもって表示される金銭債権のうち財務省令で定めるもの（具体的には、法人税法施行規則8条の2の4に定める、銀行法施行規則12条1号に掲げる譲渡性預金の預金証書（外国法人が発行するものを除く。）をもって表示される金銭債権をいう。）、③合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分、④株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律2条16号に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（共同組織金融機関の優先出資に関する法律13条1項の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産の流動化に関する法律2条5項に規定する特定社員をいう。）又は優先出資社員（同法26条に規定する優先出資社員をいう。）となる権利その他法人の出資者となる権利、をいう。

また、上記①にいう、金融商品取引法2条1項1号から15号に掲げる有価証券とは、（1）国債証券、（2）地方債証券、（3）特別の法律により法人の発行する債券（ただし、下記の（4）及び（11）を除く。）、（4）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券、（5）社債券（相互会社の社債券を含

む。), (6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (ただし, 下記 (7) (8) 及び (11) を除く。), (7) 共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券, (8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券, (9) 株券又は新株予約権証券, (10) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券, (11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券, 新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券, (12) 貸付信託の受益証券, (13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券, (14) 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券, (15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち, 内閣府令で定めるもの (具体的には, 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」2条に規定するコマーシャルペーパー), をいう。

さらに, 企業会計及び税務会計においては, 後述するように, これら法人税法上の有価証券について, 法人の保有目的の如何により, さらに税務処理に違いが設けられているのである。

本稿においては, まず, 有価証券の減損処理基準について, 日本の現行会計基準とIFRS9基準との異同を整理し, 次に, IFRS9基準を採用した場合に, 法人税法上の課税所得計算にどのような影響が出るかを検討し, そして, 将来的にどのような制度設計をする必要があるかを探ることにしたい。

II. IFRSにおける金融資産の減損処理

1. 有価証券の保有目的による分類と減損処理の原則

従来日本のいわゆる金融商品会計基準 (企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号))。以下, これを「日本基準」という。なお, 金融商品については, このほか, 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」があり, 以下で

は必要に応じて引用する。)では、有価証券は、保有目的に応じて4つに分類され、それぞれ減損処理の方法が決められてきた⁸⁾。

すなわち、①満期保有目的の債券(取得価格により計上。原則として評価替えをせず、償却原価法により評価。)、②子会社・関連会社株式(取得価格により計上。ただし、例外的に減損処理あり。)、③売買目的保有証券(期末に時価評価をして、評価差額をP/Lに損益計上。)、④その他有価証券(期末に時価評価をするが、評価差額はB/Sの純資産に計上。損益認識はしない。)、である。

これに対して、IFRS9では、有価証券(ただし、IFRSでは金融商品といい、その範囲も有価証券とは若干異なるが、本稿の論述の対象にはあまり影響がないので、それには踏み込まないこととする。)の種類として、まず、満期保有の有価証券(株式・債券類)については、取得価格により計上し、償却原価法により評価する。他方、売買目的有価証券については、上記「その他有価証券」に相当するものを認めず、すべて①「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」(期末に時価評価をして、評価差額をP/Lに損益計上する。)、②「その他の包括利益を通じて公正価格で測定される金融資産」(期末に時価評価をするが、評価差額はB/Sの純資産に計上する。損益認識はしないから、一旦資産に直入すると後に評価差益が生じたとしても利益に入れること(これを「リサイクリング」という。)はできなくなる。)、③「償却原価で測定される金融資産」の3つに分類する⁹⁾。

日本基準のような、いわゆる混合属性会計基準の長所は、経営者の意図に適うかたちで投資の成果を把握できることにあるのに対して、短所は、有価証券の保有目的が経営者の判断にゆだねられているため、投資の本来的な目的に照らすならば売買目的有価証券に区分されるべきものが、恣意的に、その他有価証券のような、時価評価差額の損益算入が必要でないカテゴリーに区分されてしまうことにあるといわれてきた¹⁰⁾。

IFRS9は、このような経営者の恣意性を排除する点において特色がある。それゆえ、IFRS基準への転換時においては、いわゆる持合株や戦略的投資株

のように、必要に応じて売却をして益出しをすることができるという保有目的と売買目的が混合している株式についても、保有目的か売買目的化を明確に区別し、一旦、保有目的に区分すると塩漬け投資になるリスクがあり、他方、包括利益を通じて公正価格で測定される金融資産に区分すると、資産直入でリサイクル不可となるから、投資の整理をする必要が生ずるといわれている¹¹⁾。

2. 非上場・未上場・中小法人株式に係る減損処理の方法

IFRS 9によれば、日本における非上場・未上場・中小法人株式（子会社株式を含む）のほとんどは、区分②の「その他の包括利益を通じて公正価格で測定される金融資産」に分類されると考えられる。そうすると、期末に時価評価をするが、評価差額はB/Sの純資産に計上し、損益認識はしないことになる。すなわち、一旦資産に直入すると、後に評価差損益が生じたとしても無視されることになるから、減損処理も不要となる。

反面、非上場・未上場・中小法人株式の価格についても、取得原価ではない公正価値による計上が求められることから、この測定が難しい。IFRS 13によれば、いくつかの公正価格の測定方法が定められている。この測定方法は、日本における財産評価基本通達に定められている評価方法に似ているが、その計算方法は相当に異なるので、留意する必要がある¹²⁾。

3. 金銭債権に係る減損処理の方法

IFRS 9によれば、事業上の債権債務は、償却原価により測定される負債性金融商品の一種として分類される。それゆえ、貸倒引当金の設定は、資産に係る将来キャッシュフローの減少に相当すると考えられるので、金融商品の減損の問題ととらえられている。

日本基準では、金銭債権の減損処理（貸倒引当金の償却又は取崩）は、回収不能時に確定されるという発生損失アプローチ（又は「実現原則」）により測定されてきた。すなわち、債権が発生した段階で将来における貸倒が見込まれるとしても、客観的な事実が発生するまではそれを受取利息の配分計算に反映

しなかった。それゆえ、実際に損失が発生したときには、その時点の損益に大きく影響し、継続的な事業収益力や企業価値に一時的に大きな悪影響を及ぼすとの批判があった。

これに対して、IFRS 基準に適った我が国独自の会計処理の基準として、将来キャッシュフローの減少（すなわち、金融商品の減損）に係る測定方法に、期待損益アプローチを採用することが提案されている。これは、将来予想される貸倒損失をあらかじめ見積もったうえ、受取利子を少なめに配分しておくという方法である。この方法によれば、損失を貸倒発生時に一時に計上する必要がないので、事業収益力や企業価値の測定に悪影響が及ばないというメリットがあるといわれている。とはいえ、あらかじめ受取利子を少なめに配分するという方法自体測定が難しいし、将来の貸倒の確率が高い債権と低い債権を区別するのは難しいという問題もあり、日本としてどのような処理を選択するかの推移は不透明である¹³⁾。

Ⅲ. 法人税法・税務会計における金融資産の減損処理

法人税法25条1項は、資産の評価益は原則として益金に算入しない旨を規定し、また、法人税法33条1項は、資産の評価損の計上を原則として認めない旨を規定している。それは、「法人税法が実現した収益及び損失のみを益金及び損金に算入することを原則としているから、法人が資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額しても、その評価損は損金の額に算入されない」¹⁴⁾からである。その根底にある考え方は、「資産の評価損は、所有資産の価値の減少、すなわち未実現の損失であるから、企業会計上も、法人税法上も、それらが採用している実現主義の原則からして、費用ないし損失に算入することは原則として認められない。それが認められるのは、別段の定めがある場合のみであり、法人税法33条2項は、まさにそのような別段の定めにあたるのである」¹⁵⁾ということである。

しかしながら、他方、金銭債権等の評価損を損金に算入することが認められ

るかどうかについては、「法人税法が、損失を、(1) 損益取引に基づき実現した損失と、(2) 所有資産の価値の減少という未実現の損失、という二つのカテゴリーに区分し、前者は当然に損金に算入され、後者は別段の定めがある場合にのみ損金に算入することを認めていることからすると、33条2項が金銭債権を除外しているのは、なんら部分貸倒れを否定する趣旨を含むものではなく、金銭債権の価値の減少の取扱いは33条2項の範囲内の問題ではなく、損益取引に基づく損失の問題、すなわち(1)のカテゴリーの問題として別個に検討すべき問題であることを確認的・注意的に限定したと解すべきである(なお、資産の価値が減少したか否か、どれだけ減少したかは評価の作用、つまり判断の作用であり、債権が貸倒れになったかどうかは、認定の作用、つまり確認の作用であり、両者は精神作用としての性質が異なることにも注意する必要がある)¹⁶⁾と解されており、この考え方を基礎とすれば、有価証券の減損処理が認められるかどうかは法人税法22条4項所定の「公正妥当な会計処理の基準」の解釈の問題として処理することが考えられよう。

また、企業会計において、未実現の損益も、一定の範囲の金融資産及び金融負債については損益に計上すべきであるという時価会計への移行が進められてきたことから、これに応じて、法人税法の平成12年(2000年)度改正、同19年(2007年)度改正及び同22年(2010年)度改正により、デリバティブ等の特定金融商品の評価損益については益金又は損金に計上する例外が導入された¹⁷⁾。

法人税法61条の2以下(同61条の5以下に規定するデリバティブ等金融商品ごとの関連法令を含む。)に定める有価証券の譲渡損益及び時価評価損益に関する規定は、もともと平成11年(1999年)に定められた日本基準に対応して平成12年(2000年)度の法人税法改正により挿入されたものである。また、有価証券の評価損についての例外基準については、法人税法施行令68条、68条の2、法人税基本通達9-1-7等が定めている(さらに、国税庁「上場有価証券の評価損に関するQ&A」(2009年4月)もある)。

例外基準は、基本的には、有価証券の事業年度終了の時における価額(時価)がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近

い将来その価額の回復が見込まれないときに、評価損を計上することができる「有価証券の価額が著しく低下したこと」に該当するというものである（法施行令68条1項2号イ，法人税基本通達9-1-7）。また，上記Q&Aによれば，監査法人の監査を受けている法人においては，上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合，その株価の回復可能性の判定について一定の形式基準が策定されており，税効果会計等の観点から自社の監査を担当する監査法人から，当該基準が合理的なものと審査され，かつその基準を継続的に使用しているときには，当該基準に基づく損金算入が認められるとされている（Q2に係る「解答」を参照）。

そこで，Q&Aに基づき有価証券の減損処理を行った場合には，会計上の帳簿価額が税務上の帳簿価額を下回っていれば，その差額が税効果会計における将来減算一時差異となり，また将来回収可能性があると判断されるときには，繰延税金資産を計上することになる。他方，その後の時価の回復に伴う評価差益が発生したときは，将来減算一時差異を減額させる必要があり，さらに，この将来減算一時差異の減少に伴い，繰延税金資産の一部取崩をする必要が生ずる。

しかしながら，これらの税務基準はIFRS9に整合するものではないから，IFRSに準拠する法人が今後増えていったときでも，税務基準としては評価差損益が実現するまでは課税所得の計算上は不認識とする原則を貫くのか，IFRS9により有価証券の減損が認められる場合に限定した税務処理基準として維持していくのか，あるいは全く新しい税務基準を策定する必要があるのかを検討課題になる。将来的な方向性としては，日本の現行法人税法のように，金融商品の個別的特性に合わせて評価損益を認識するという方法よりも，IFRS9により一般的に判断した方が不整合が生ずるおそれが少なくなるのでよいのではないかと考えている¹⁸⁾。

IV. おわりに

本稿においては、グローバル経済の広がりから IFRS により会計処理をする多国籍企業が増えると予想されるので、とりわけ、有価証券等の減損について、その会計処理の内容と、これに関する税務会計や法人税法との違いを正確に把握することを目的として、まず、有価証券の減損処理基準について、日本の現行会計基準と IFRS 9 基準との異同を整理し、次に、IFRS 9 基準を採用した場合に、法人税法上の課税所得計算にどのような影響が出るかを検討し、そして、将来的にどのような制度設計をする必要があるかを考えてみた。

IFRS における資産価値の評価の原則は、公正価値評価である。これは、有価証券や金銭債権のようないわゆる金融資産についても変わりはない。これに対して、我が国の法人税法は、確定決算手続（同法74条1項）、損金経理要件（同法2条25号）及び公正妥当な会計処理基準（同法22条4項）のすべての要件に適合し、キャッシュ・フローが実現しているとみなされるものでなければ益金・損金処理を認めないのが原則である。それゆえ、IFRS 9 及びそれに整合的に調整されるであろう日本の会計基準と、法人税法上の上記三要件との間には、非常に大きな乖離があるといわざるを得ない。当面は、日本の課税当局は、上記三要件の解釈の問題として、とりわけキャッシュ・フローの実現性を重視しながら、有価証券の減損について、個別的には否認を判断していくものと推測される¹⁹⁾。しかしながら、本文中で述べたように、IFRS 9 を選択適用した法人については、将来的には公正価値評価に基づく益金・損金処理を認めていく必要があるのではないかと思われる。

[注]

- 1) risk の意義を uncertainty と解することは、多くの学説において共有されている。中里実教授も「課税とリスク」租税法研究41号<リスク社会と税制>（2013）2頁以下において、David Hillson and Ruth Murray-Webster, *Understanding and Managing Risk Attitude*, 2 ed., 2007, p.5. を引用されたうえ、賛同されている。なお、租税法研究41号は、租税法学会の機関誌で、<リスク社会と税

- 制>を共通テーマとしてなされた学会報告を掲載している。中里教授による主報告のほか、宮崎峻望「ビジネス・リスクと税制」同25頁、藤谷武史「投資リスクと税制」同47頁、辻美枝「リスク社会における保険の機能と税制」同69頁、渡辺智之「災害リスクと税制」同95頁が収録されている。
- 2) 日本経済新聞2016年1月23日朝刊記事<「のれん」残高2兆円に拡大、潜在的な減損リスクも>参照。
 - 3) <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-ND3LKT6JTSF001.html>
 - 4) <http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/report/15/110879/042200325/?rt=nocnt>, <http://toyokeizai.net/articles/-/115698>
 - 5) <http://jp.reuters.com/article/mufg-ma-idJPKCN0U09320160114>
 - 6) IFRS 9の内容については、吉田康英『IFRS 9「金融商品」の構図』（同文館、2016）及びIFRS財団編、企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳『2014年版 IFRS国際財務報告基準 PART A』（中央経済社、2015）279-375頁を参照。
 - 7) 金融商品取引法2条1項所定の「有価証券」の範囲については、神崎克郎=志谷匡史=川口恭弘『金融商品取引法』（青林書院、2012）112頁以下、黒沼悦郎=太田洋編著『論点体系 金融商品取引法1』（第一法規、2014）8頁以下、松尾直彦『金融商品取引法（第4版）』（商事法務、2016）51頁以下等を参照。
 - 8) 有価証券の保有目的別分類に関する日本基準とIFRS 9との違いについては、米山正樹「金融商品」税務会計研究会（品川芳宣座長）編『企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応（税務会計研究会報告書）』（日本租税研究協会、2011）207、208-213頁。
 - 9) IFRSと日本基準との対比については、あずさ監査法人報告書「IFRSと日本基準の主要な相違点（2016年4月時点）」36頁以降を参照されたい。<https://assets.kpmg.com/content/dam/.../jp-ifrs-compared-to-japan-gaap-2016-05.pdf>
 - 10) 米山・前掲注8）209-210頁。
 - 11) 米山・前掲注8）211-212頁。
 - 12) 非上場株式の減損の方法については、次の解説を参照。帝国データバンク IFRS 実務対応ケーススタディ第16回（2011年9月20日付）http://www.tdb.co.jp/knowledge/ifrs/2_16.html 及び吉岡昌樹「業績が悪化した子会社の会計処理」（2014年10月14日付）<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/accounting-practice/2014-10-14.html>
- さらに、小川枝律子「非上場株式の評価に係る会計上の取扱いと留意点」旬刊経理情報1459号（2016年）10頁、正路晃=出口勝=太田将善「非上場株式の評価に係る税務上の取扱いと留意点」同14頁、中川祐美「非上場株式の評価に係るIFRSでの取扱いと留意点」同19頁を参照。
- 13) 米山・前掲注8）211-212頁。
 - 14) 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016）358頁。
 - 15) 金子宏「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策—」同『租税法理論の形成と解明（下巻）』（有斐閣、2010）97頁（なお、同論文の初出はジュリスト1219号115頁（2002年）である。）。
 - 16) 金子・前掲注15）97-98頁。中里実教授もこの見解に賛同しておられる。中里実「資産の評価損と貸倒損失の関係」税研158号27、31頁（2011年）。
 - 17) 金子・前掲注14）330頁以下。時価会計に係る租税法的検討として、中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007）454頁、錦織康高「金融商品の時価主義課

税」金子宏＝中里実＝J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣，2014）201頁等を参照。

- 18) 中里実教授もより広範に、「時価主義的な考え方の下においては、金銭債権についても、その現在価値が減少すれば、期末に値洗いすることによりその分だけ損失として計上するという発想こそが正しいものとされるのではなかろうか。もちろん、現時点において、このような考え方に対しては違和感も強いかもしれない。しかし、将来も、現在の課税実務のような評価損や貸倒損失に関する厳格な扱いが貫徹されるか否かは、多少疑問であるといわざるを得ない」と指摘しておられる。中里・前掲注16) 32頁。
- 19) 同様の見通しを述べておられる文献として、島田眞一「多様化したわが国会計基準と今後のIFRS対応について（税法との関連を含む）」租税研究797号（2016.3号）314, 341-342頁。